

第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会議事録

日時： 平成31年2月1日（金） 14:00～15:30

場所： 山梨県自動車総合会館 4階会議室

I. 開会

山梨労働局・木幡局長あいさつ

木幡委員

本日はお忙しい中、第10回の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県協議会」にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より皆様方におかれましては、各般の政府の取組にご理解、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、前回、昨年3月以来の協議会となり、ほぼ1年ぶり今年度最初の協議会であります。

この間、昨年11月には我々のこれまでの議論やパイロット事業の取り組みの一定の成果として、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」が策定されました。

今後、このガイドラインを広く県内の運送事業者のみならず荷主の皆さんに周知するとともに、ガイドラインに基づく取り組みのフォローなど、当協議会としても更なる取り組みを行っていくことが必要であります。

また、前回ご説明した通り、今年度は地方協議会として独自の取り組みを実施することとされており、これらについても皆様のご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

働き方改革関連法が本年4月より順次施行されていきますが、運転手にかかる時間外労働の上限規制は、施行時期が先送りされているなかで、ガイドラインに基づく生産性の向上としての労働時間、時間外労働の短縮を進め、将来施行される上限規制に対処しなければならないものと考えます。

本日の協議会において、委員の皆様から有意かつ建設的なご議論、ご意見をいただくことを期待して、挨拶に代えさせていただきます

本日はよろしく申し上げます。

II 議題

1. 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について
資料1に基づき、株式会社野村総合研究所・今井様、石原様より説明

常葉委員

ありがとうございました。

ステップ2のところで、スマートフォンのアプリの実態で、これは事業者さんが取り組むか、個々で取り組むのか、まあ事業者さんが取り組んでいただいた方がよろしいかと思っているんですけども、どのようなアプリだったかというのはわかりますか。

今井様 具体的にどんなアプリとかはないんですけど、やるとしたらこういう時間を記録するアプリはあると思うんですけど、そういったようなものを活用していただければということかと思えます。
アプリ以外ですと、デジタコでも最近改善されて、ボタンの設定とか加えれば荷役時間開始とか荷待ち時間の開始終了とかを入れられるようになっているデジタコもあったかと思えますので、そういったものも活用いただくのもいいかと。

2. 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知方策について

資料2に基づき、事務局より説明

知見寺委員 私どもの機関紙にガイドラインが策定されたことを載せたいと思っているんですが、スペースが多分A4の2分の1か4分の1ですね。で、やはり、機関紙の囲みみたいなコラムみたいなものになりますから、文書を全部載せちゃっても見えないかなと思うので、一番最後は「詳しくはこのURLをご覧ください」という風にした場合ですね、こうもうちょっとビジュアルにこう簡略にこうポイントが分かるようなですね、このサンプルというものをもうちょっと分かりやすいものを作っていただければ積極的に載せたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局 分かりました。ありがとうございます。

小林委員 サンプルなんですけれど、中央会からも今局長もおっしゃった分かりやすいということだと思うんですけど、例えば我々の経営者の団体みたいなどころについては主に発注、荷主さんが多いじゃないですか。だから荷主のみなさんへとかですね、何か分かりやすい、多分これこんな細かい字だと多分読まないと思うんですよ。だからどっかに「荷主の皆様へ」というのが分かれば、「あ、読んでみようかな」というような、何かリードするような工夫とか、分かりやすく短くするような工夫も必要じゃないかなと。一番問題はステップ1で、やっぱりその定期的な意見交換を両社で協議するところが一番大事だと。そこから始まりますよね。ですからそこを重点的にお願いしますよと、荷主のみなさんこういう協議の場を設定してくださいと、また協力をお願いしますよというところから始まらないと、そこが始まって初めていろんな協議が始まると思うんで、その辺は工夫をぜひしていただきたいと思えます。

事務局 よく分かりました。ありがとうございます。

常葉委員 ちょっと（周知方策の）サンプルの方から外れるんですけど、ぜひですねあのガイドライン、たくさん事例がサンプル出来てますんで、荷主さんとそれからトラック事業者さんでコミュニケーションを深くしていただいて、ぜひガイドラインがこのまま終わるなんてことのないように、有効に施策をしていただければと思えます。

3. 「地方協議会における独自の取り組み」について

資料3に基づき、事務局より説明

→意見等なく、事務局案に基づき実施していく方針を決定

4. その他

① 働き方改革関連法について

資料4に基づき、山梨労働局労働基準部監督課・風間課長より説明

常葉委員	上限規制はトラック運転手は960で、ちょっと450から比べると変わらないですけど、私どもとしては、改善基準告示、3516、まあ労政審附帯決議の中で、今後早急に改善基準については短くしていくような検討を進めていただけたらというような文面があったと思うんですけど、ぜひですね、厚労省本庁の方にですね、改善基準告示の早期短縮できるような検討を早めに進めていただければと思います。
小林委員	ひとつお願いなのですが、4月から順次施行になっていくわけですが、大企業はある程度仕事を下に、協力会社とか関係会社に移せばいいんですけど、末端のおそらく中小企業のみなさんはですね、なかなか人も集まらない、上から仕事が降ってくれば当然やらざるをえない。上限規制に引っ掛かる可能性も十分出てくると思うんですね。ですから監督署は従来取り締まるというのが主な仕事なわけですが、一方でやっぱりお客さんと一緒になって考えるコンサルティング機能というものをですね、きちっと、取り締まるだけでなく、事業者さんと一緒に考えて問題解決へというような、そういうコンサルティング機能を厚労省としてもぜひ考えていただいて、スムーズな法施行が出来るような形をとっていただきたい。 先ほどから今度法制化、法制化ということでございますけれど、一緒に考えて一緒に問題解決できるような指導をぜひしていただければという風に思います。
風間課長	分かりました。厚生労働省といたしましても、改善基準の改正という部分につきましては、本省の方に意見をあげていければと思っております。また、働き方改革に合わせながら労働時間の法改正につきましてもですね、いろいろと難しいと言われているのは十分承知しております。そういった中小零細企業、中小企業中心にですね、今後とも相談業務、指導業務、いわゆる取締りという形ではなくてですね、支援援助業務という形でですね、来年度につきましてもそういった時間を設けながら、そして対応もですね、人員を割きながら、集団指導または個別指導を懇切丁寧にやっけていこうと来年度計画を立てておりますので、出来る限りの指導をしていけるように思っております。

② トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

資料5に基づき、関東運輸局自動車交通部貨物課・飯塚課長より説明

③ 標準貨物自動車運送約款の改正にかかる手続き状況等について

資料6に基づき、関東運輸局自動車交通部貨物課・飯塚課長より説明

④ 貨物自動車運送事業法の一部改正について

資料7に基づき、関東運輸局自動車交通部貨物課・飯塚課長より説明

⑤ 引越時期の分散化について

資料8のリーフレットにつき、関東運輸局自動車交通部貨物課・飯塚課長より説明

Ⅲ 閉会